

「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則(案)」に対する意見

2017年（平成29年）5月19日

先物取引被害全国研究会
代表幹事 弁護士 平澤慎一

事務局長 弁護士 島 幸明
(連絡先) 東京都中央区銀座 2・5・7GM2ビル6階
西銀座法律事務所
Tel 03-3567-0301 Fax 03-3561-6720
Mail yshima@mocha.ocn.ne.jp

当研究会は、「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則(案)」(以下、「規則」といいます。)及び別表について、以下のとおり意見を述べます。

1 総論

該当箇所 全体

意 見 事業型ファンドについては、近時も「みんなのクレジット」等の処分事例が公表されるなど、一般投資家に対する被害が多発していることから、その防止を図る施策の整備は急務である。本来、被害防止のための具体的方法は法令によるべきであるが、当面の措置として貴協会が自主規制規則によって新ルールを規定すること自体には賛成である。但し、下記に指摘するようにな十分な点も見られるので、その点を検討し実効性のある規則を制定すべきである。

2 各論

(1) 貴協会ないし第三者によるチェックの必要性

該当箇所 規則第4条、第5条、第7条、第8条、第9条等

意 見 本規則による事業型ファンドの被害防止策は、結局のところ、正会員自身による審査・モニタリングと、貴協会に情報提供が

あった場合等の事後的な監査に頼るものであり、その点が不十分である。

規則によって、あらかじめの契約の締結や事前審査（第4条、第5条）、定期的なモニタリング（第7条、第8条）、記録の保存（第9条）を正会員に義務付けるのであれば、これらについて、貴協会への提出を義務付けるか、適切な第三者（公認会計士、弁護士等）による確認と貴協会への報告を義務付けるなど、少なくとも第三者が目を配ることができる体制を作る必要があると考える。

（2）審査について

該当箇所 規則第5条、別表3

意 見 ① （1）で述べたことにも関連するが、「自己私募・募集では、事業者（＝正会員）自らが審査を行う」というが、これでは適正な審査がなされる担保がない。少なくとも、このような場合には貴協会ないし適切な第三者（弁護士・公認会計士等の専門家等）による審査を必要とすべきである。
② 審査の「事業計画の妥当性」の判断に当たっては、いわゆる適合性原則（合理的根拠適合性）の観点から、事業のリスクに対応した顧客の属性や勧誘方法についても検討すべきである。

（3）適正な勧誘について

該当箇所 規則第6条、別表4

意 見 規則6条は、金融商品取引法による勧誘規制に加えて情報提供および分かりやすい説明を定めたものであり、被害の多くが事業者による不十分ないし不適当な勧誘によって惹起されている実態からすればその意義は重要である。従って同条については、「顧客に分かりやす」い説明の方法について、顧客の属性に応じて、（最悪シナリオも想定した）例示等も入れるなどした「具体的な」わかりやすい説明を求めるべきである。

以 上